

令和3年4月1日

関係者各位

浜北建設事業協同組合
理事長 鈴木 規可

令和3年度建設発生土・天竜地区建設発生土受入地の業務について

令和3年度の建設発生土管理処分業務については、天竜地区管内において、天竜区渡ヶ島地内「天竜地区発生土受入地」を指定処分地として、業務をすることになりますのでお知らせします。

建設発生土管理処分業務の円滑な運営に御協力を頂きたく、お願い申し上げます。

なお、この天竜地区受入地の業務は、下記の記載のとおり、「搬入券」購入後に搬入処分となりますので特に申し添えます。

記

- 1 業務運営事業主体 浜松市財務部技術監理課
 - 2 業務管理運営 一般財団法人 浜松まちづくり公社 (電話 053-457-2611)
 - 3 管理処分業務
 - (1) 受入地 浜松市天竜区渡ヶ島地内
 - (2) 期間 令和2年5月1日～令和5年3月31日
 - (3) 管理処分費 1m³当たり1,684円(消費税含まず)
 - (4) 受入土質 第1種～第3種土質
 - (5) 取扱業務要領 以下のとおり
- ア 届出書受付窓口 阿多古建設事業協同組合 住所：浜松市天竜区青谷1084
TEL：053-926-3052
FAX：053-925-2723
- 【営業時間】 8：30～17：00 (休業日：土曜、日曜、祝祭日、年末、年始)
- 【提出書類】 ☆ 「建設発生土搬入届出書」1通 (代表者印及び市担当課担当者印)
☆ 1,000m³以上の土砂を搬入する場合「工事用車両運搬経路の届出」4部(天竜土木整備事務所(1部)、天竜地区建設事業協同組合(3部)、内・浜北建設事業協同組合と、一般財団法人まちづくり公社分2部を浜北建設事業協同組合に提出。
☆ 「誓約書」1通 (環境保護と運転マナー)
☆ 搬入券代金振込明細書のコピー1通
振込先は別紙「天竜地区搬入券・購入代金の振込について」の指定口座に振り込んで下さい。
- 【搬入券購入】 搬入届出書提出時に「天竜地区搬入券」をお渡し致します。(届出書類提出前に事前に「建設発生土搬入届出書」1枚のみ届出先にファックス送信願います。)

【未使用搬入券
の返金】 未使用搬入券については、精算書により返金します。

【搬入証明書】 発行します。(搬入集計表として現場ごとにとりまとめた証明書)

イ 受入地受付 (株)中谷操業 担当者 (携帯) 090-7910-4673
(電話) 053-589-0581

【搬入受付時間】 8:30~16:30 (昼休み12:00~13:00)
(休業日:第2・第4土曜日、日曜日、祝祭日、指定日)

- 【搬入】
- ☆ 搬入予定日に5.5m³以上の搬入量が見込まれる場合には、搬入前日の午前中に受入地受付の担当者に電話連絡をお願い致します。
 - ☆ 監督員は搬入券裏面の搬入土確認事項が混入していないことを確認し、チェック及び署名して下さい。
 - ☆ 降雨等により場内整備ができない場合は、休場いたします。
また、砂ぼこり対策として強風の場合は、休場とさせていただきますのでご了承ください。
 - ☆ 道路に土を出さないよう出口にてタイヤ回りを洗浄させていただきますので、ご協力の程お願いいたします。
 - ☆ 搬入土にコンクリートガラ、木根、汚土、腐葉土等の混じった土は搬入できません。(第3種建設発生土以上の土のみ可、厳守してください。)
 - ☆ 車両プレート(受入地名、届出番号、工事名、業者名を表示したもの)を運転席右側に設置して下さい。

天竜地区建設発生土受入	
届出番号	〇〇〇
工事名	〇 〇 〇 〇 〇
業者名	〇 〇 〇 〇 〇

プレートの寸法(A3、白地・黒字)

- ☆ 搬入券(10t、8t、4t、3t、2t)を現場担当者に渡し、搬入土確認事項及び土質確認後に指示箇所土砂を降ろして下さい。

ウ 精算の留意事項 搬入業者は工事完了時点において、未使用搬入券がある場合は、別途「精算書」により精算しますので、精算書に未使用搬入券を添えて提出して下さい。

なお、未使用搬入券を紛失した場合は、返金に応じられないので十分注意して下さい。

振込での返金の場合は、振込料を差し引かせていただきます。

エ その他 指定搬入路を走行するダンプトラックは、土砂の飛散、騒音及び振動に注意し、モラルをもった走行を心掛けてください。